

第411回神奈川県最低賃金審議会
議事録

- 1 日時 令和2年12月8日(火)午後3時30分から午後3時48分まで
- 2 場所 万国橋会議センター 405号室
- 3 出席者
 - 公益代表委員 赤羽淳、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾
(欠席:石崎由希子)
 - 労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一
 - 使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、
松村俊幸
- 4 議事
 - (1) 令和2年度神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性の有無について
 - (2) その他

【事務局：最低賃金係長】

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況を報告させていただきます。

現時点で、15名の委員のうち、14名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

公益委員の石崎委員からは欠席の連絡をいただいております。

本日の審議会は、公開規定に基づき、公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【会 長】

ただ今から第411回神奈川地方最低賃金審議会を開催します。

本日の議事録署名は、

私と、

労働者側 林克己委員

使用者側 上谷委員

にお願いします。

【会 長】

それでは議事に入ります。

神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無についての特別小委員会での結論につきまして、事務局から報告をお願いします。

【事務局：賃金室長】

お配りしてございます資料をご覧ください。

資料の1にありますように、令和2年11月20日付けで特別小委員会から報告書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。

(特別小委員会報告書読上げ)

【会 長】

ただいまの報告書につきまして、まず、委員長であった千葉委員から何かありますか。

【千葉委員】

はい、委員長を務めさせていただきました千葉でございます。

本年の特別小委員会は8月21日に第1回が行われ、申出産業別に原則労使それぞれ2名の参考人の方から、6回にわたり業界の実態など興味深いお話を伺うことができました。初めてリモートという手法を活用させていただき、それぞれ戸惑いや或いは十分にお話ができなかった点があったかも知れませんが、労使ともに大変真摯な論議をしていただき、今回は合意には至りませんでしたけれども、今後につながるいろいろな議論をしていただいたと思います。

御協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【会 長】

ありがとうございました。

「必要性ありとの結論に至らなかった」という内容ですが、これについて、公益委員含めて、御質問等ありますでしょうか。

【各委員】

(質疑なし)

【会 長】

それでは、特別小委員会の報告書と同趣旨の内容で局長に答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会 長】

それでは事務局は答申文案の用意をお願いします。

(答申文《案》配布)

【会 長】

事務局で読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

答申文案を読み上げさせていただきます。

(答申文《案》読上げ)

【会 長】

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会 長】

それでは、局長に答申したいと思います。事務局は準備をお願いします。

(各委員に写を配付)

(会長から局長へ答申文手渡し)

【事務局：最低賃金係長】

それでは、局長から一言御挨拶を申し上げます。

【局 長】

一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

去る7月31日に本年の特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきまして、ただ今、会長より答申をいただいたところでございます。

この間、7回の特別小委員会を開催いただき、6産業すべてについて、参考人の方から各産業の実態等のお話をお聞きいただくなど、コロナ禍におきましても大変丁寧に御審議いただいたと承知しているところでございます。厚く御礼申し上げます。

また、この夏に御審議いただきました地域別最低賃金につきましては、この10月1日に発効したところでありますので、引き続き中小企業・小規模事業者に対する支援策と併せて周知に努めているところであります。さらに年明けには最低賃金にかかる監督指導を県下12の労働基準監督署で一斉に実施することとしておりまして、その遵守徹底を図ることとしております。

年内は今回の最賃審が最後になります。大変長期にわたり御審議いただき、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、また年が変わりましても引き続き御協力を賜りますよう御願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【会 長】

ありがとうございました。

私からも、特別小委員会の委員の皆様には長期間にわたり御審議いただいたことに、御礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

予定された議題は以上ですが、（２）その他について、事務局から何かありますか。

【事務局：賃金室長】

神奈川県最低賃金につきまして、８月５日に答申をいただいたところでございますが、答申にあたりまして当局へ要請いただいている事項につきまして、井上労働基準部長から御報告させていただきます。

【労働基準部長】

それでは報告させていただきます。

皆様方におかれましては、令和２年度神奈川地方最低賃金の御審議、本当にありがとうございました。審議にあたりまして御尽力を賜りましたこと重ねて感謝申し上げます。

本年度の答申で触れられております中央最低賃金審議会への御要望、御意見につきましては、８月６日に神奈川労働局長名で、答申文と専門部会報告文の写しを本省へ提出させていただいたところでございます。また、一昨年から専門部会報告につきましては、公労使各側の御意見を記載した「部会における審議経過」を付けておりますので、最低賃金改正の調査審議にあたっていただきました各側の御意見につきましては、そのまま全文を本省へ提出いたしましたことを御報告させていただきます。私が本省へ赴いた際や本省職員が来庁した際、またその他の場面においても委員の皆様からいただいた御意見等につきましては、事務局が責任を持って本省にお伝えをさせていただいております。

一方、支援策の周知及び活用の促進につきましては、令和２年度最低賃金周知広報実施計画を策定いたしまして、現在周知広報に努めているところでございます。例年行っております関係団体等への広報誌の掲載依頼やリーフレット等の配布依頼に加え、昨年度に続きまして、県下１２の労働基準監督署に対して、最低賃金引上げに向けた支援策

の周知を具体的に指示しているところでございます。

なお、今年度行いました周知広報の詳細につきましては、次回開催予定をしております第412回審議会において御報告させていただきます。以上でございます。

【会 長】

今のご説明について、何か質問、ご意見はございますか。

【各委員】（意見なし）

【会 長】

それでは事務局から他に何かありますか。

【事務局：賃金室長】

本年6月に委員の皆様には事業場視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、中止とさせていただいたところでございます。

来年度につきましては、事業場視察の実施の可否につきまして未定でございますが、御賛同いただければ、事業場視察を予定したいと考えております。いかがでしょうか。

【会 長】

ただ今事務局から事業場視察についてのお話がありましたが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会 長】

それでは、実施する方向で事務局は進めてください。

【事務局：賃金室長】

ありがとうございます。それでは、実施ということで進めさせていただきます。つきましては、実施時期、視察先については事務局に一任させていただく形でご了解をいただければと考えておりますが、特にご希望の地区や時期がございましたら、後ほど事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、現在新型コロナウイルスの感染が再拡大している中、視察にご協力いただける企業様を探し当てられない場合や、事業場視察の実施時期である6月頃において、まだ新型コロナウイルス感染症が収束していない場合等は、感染防止の観点から中止もあり得ることをお含みおきくださるようお願いいたします。

それでは、今後の日程ですが、来年3月4日木曜日、午後3時から当会場におきまして、第412回神奈川地方最低賃金審議会を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会 長】

他になければ、以上をもちまして第411回の神奈川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(閉会)